居宅介護支援事業所重要事項説明書

社会福祉法人　翠　光　園

翠光園居宅介護支援事業所

居宅介護支援事業所重要事項説明書

〈令和８年６月１日現在〉

1　支援事業者（本社）の概要

名称・法人別	社会福祉法人　翠光園
代表者名	理事長　永田　恭子
本社所在地・連絡先	(住所)　熊本県球磨郡あさぎり町深田東字宝４１０番地 (電話)　０９６６（４５）０２７４ (FAX)　０９６６（４５）０１０６
法人設立年月日	昭和３５年１２月２４日

2　事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	翠光園居宅介護支援事業所
所在地・連絡先	(住所)　熊本県球磨郡あさぎり町深田東字宝４１０番地 (電話)　０９６６（４５）０２７４ (FAX)　０９６６（４５）０３５８
事業所の指定番号	４３７３１００３５５
管理者の氏名	田頭　祐一郎

(2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数（人）	区分		常勤換算後の人数（人）	職務の内容
		常勤(人)	非常勤(人)		
管理者	1	1		０．２	運営・管理
介護支援専門員	4	4		３．８	居宅介護支援
事務職員等	1	1		０．１	一般事務

(3) 事業の実施地域

事業の実施地域	あさぎり町

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(4) 営業日

営業日	営業時間
平　　日	８：００～１７：３０

営業しない日	日曜日、１２月３１日～１月３日

3　提供する居宅介護支援サービスの内容・提供方法

ア　居宅サービス計画（ケアプラン）の作成

イ　要介護等認定の申請代行

ウ　給付管理業務

エ　居宅サービス提供機関との連絡・調整

4　費用

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、支援事業者に直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、お客様は１ヶ月につき要介護度に応じて下記の利用料をお支払いください。利用料のお支払いと引換えにサービス提供証明書と領収書を発行します。このサービス提供証明書を後日、保険者の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

（居宅介護支援内容、利用料及びその他の費用について）

取扱い件数区分／要介護区分	要介護１・２	要介護３～５
介護支援専門員1人当たりの利用者の数が４５人未満の場合	居宅介護支援費　Ⅰ 10,860円	居宅介護支援費　Ⅰ 14,110円
〃　４５人以上の場合において、４５人以上６０人未満の場合	居宅介護支援費　Ⅱ 5,440円	居宅介護支援費　Ⅱ 7,040円
〃　４５人以上の場合において、６０人以上の場合	居宅介護支援費　Ⅲ 3,260円	居宅介護支援費　Ⅲ 4,220円

★ 加　算	加　算　額	算　定　要　件・回　数
初　回　加　算	3,000円	・新規に居宅サービスを計画作成する場合 ・要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービスを計画する場合 ・要介護状態区分が２区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合
入院時情報連携加算（Ⅰ）	2,500円	・介護支援専門員が、入院した日のうちに医療機関へ必要な情報を提供した場合
入院時情報連携加算（Ⅱ）	2,000円	・介護支援専門員が、入院した日の翌日又は翌々日に医療機関へ必要な情報を提供した場合
退院・退所時加算（Ⅰ）イ 退院・退所時加算（Ⅰ）ロ 退院・退所時加算（Ⅱ）イ 退院・退所時加算（Ⅱ）ロ 退院・退所時加算（Ⅲ）	4,500円 6,000円 6,000円 7,500円 9,000円	入院等の期間中に病院等の職員と面談を行い必要な情報を得るための連携を行い居宅サービス計画書の作成をした場合　＊（Ⅰ）ｲ　連携1回　＊（Ⅰ）ﾛ　連携1回（ｶﾝﾌｧﾚﾝｽ参加による）＊（Ⅱ）ｲ　連携2回　＊（Ⅱ）ﾛ　連携2回（ｶﾝﾌｧﾚﾝｽ参加）＊（Ⅲ）連携3回（ｶﾝﾌｧﾚﾝｽ参加）

ターミナルケアマネジメント加算	4,000円	在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合（一月につき）
特定事業所加算（Ⅰ） 特定事業所加算（Ⅱ） 特定事業所加算（Ⅲ） 特定事業所加算（A）	5,190円 4,210円 3,230円 1,140円	「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること」等厚生労働大臣が定める基準に適合する場合（一月につき）
特定事業所医療介護連携加算	1,250円	病院との連携や看取りへの対応の状況を要件とするものであることを踏まえ、医療と介護の連携を推進する観点から厚生労働大臣が定める基準に適合する場合。前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定していること（一月につき）
通院時情報連携加算	500円	利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画（ケアプラン）に記録した場合（一月につき）
居宅介護支援　処遇改善加算	一月の総単位数に加算率(2.1%)を乗じた金額	当事業所はケアマネジャーの処遇改善を目的とした「居宅介護支援処遇改善加算」を取得しています。加算による収入は賃金改善や研修等に使用します。介護保険制度からの全額給付のため利用者の自己負担はありません。1カ月の総単位数（居宅介護支援費）に加算率2.1%（1000分の21）を掛けることで算出します。

(2) 交通費

２の(3) の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方も交通費は無料です。

5　公正中立性の確保のための取組

居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならないこと等を踏まえ、前６月間に当居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた居宅サ

ービス事業者又は地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき十分説明を行うこととする。当事業所のケアプランの通所介護、地域密着型通所介護、訪問介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

6　虐待の防止のための措置

利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又は、その再発を防止するため、次の処置を講ずるものとします。

（1）　虐待を防止するための従業員に対する研修の実施

（2）　利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

（3）　その他、虐待防止のために必要な措置（指針整備等）

事業所はサービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとします。

7　感染症の予防及び蔓延を防止するための措置

（1）　感染症の予防及び蔓延防止のための従業員に対する研修及び訓練の実施

（2）　その他感染症の予防及び蔓延防止のために必要な措置（指針整備等）

8　業務継続計画（ＢＣＰ）の策定等

感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に開催するなどの処置を講じます。

9　ハラスメント対策の強化について

（1）適切な本サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害される事を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

（2）利用者またはその家族等による本事業所の従業者への身体的暴力・精神的暴力やセクシャルハラスメントがなされた場合、当該従業者ないし本事業所がお客様へサービスを提供することが出来なくなり契約の解除等を行う場合があります。

（3）身体的暴力とは、身体的な暴力を使って危害を及ぼす行為を、精神的暴力とは個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたりおとしめたりする行為をいいます。

（4）セクシャルハラスメントとは、意に沿わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせをいいます。

１０　身体的拘束等の適正化について

（1）本サービスの提供にあって、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

(2) 本事業所、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

１１　事業所の特色等

(1) 事業の目的

介護保険法等の関係法令及び契約書に従い、契約者がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むため、その心身の状況等に応じ適切な居宅サービスを利用できるよう、契約者の同意の上でケアプランを作成し、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を提供することを目的とします。

(2) 運営方針

公正中立を旨とし、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して事業を実施します。

(3) その他

事　　項	内　　容
居宅介護支援	お客様の生活全体を課題分析し、生活全般の問題を特定し、お客様に説明のうえケアプランを作成します。 また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を書面（居宅サービス報告書）に記載してお客様に説明のうえ交付します。
従業員研修	年２回、相談業務の研修を行っています。

(4) サービス内容に関する苦情窓口等相談窓口

当社お客様相談窓口	窓口担当者	介護支援専門員　蟻田　智敬・志水　由佳 笠松　宗宏
	責任者	管理者　　田頭　祐一郎
	第三者委員	評議員　山口　尊生　(0966-45-1470) 監　事　二ツ木　一男（090-2963-6679）
	ご利用時間	８：００～１７：３０
	ご相談方法	電話　　０９６６（４５）０２７４ 面接　　当社相談室

(5) 翠光園で解決できない苦情（相談）の窓口

①熊本県福祉サービス運営適正化委員会
〒860-0842　熊本市中央区南千反畑町３番７号　熊本県総合福祉センター内
電話　０９６－３２４－５４７１　　FAX　０９６－３５５－５４４０

② あさぎり町役場　高齢総合課　介護保険係
〒868-0408　熊本県球磨郡あさぎり町免田東１１９９番地
電話　０９６６－４５－７２１５　　FAX　０９６６－４５－３６６７

③ 熊本県国民健康保険団体連合会　介護保険課　介護保険係
〒862-8639　熊本市東区健軍２丁目４番10号
電話　０９６－３６５－０３２９（相談）　FAX　０９６－２１４－１１０５
電話　０９６―２１４－１１０１（苦情）

１２　担当の介護支援専門員

あなたを担当する介護支援専門員は、＿＿＿＿＿＿＿＿ですが、やむを得ない事由で変更する場合は、事前に連絡いたします。

１３　お客様へのお願い

支援事業者が交付するサービス利用票、サービス提供証明書等は、お客様の介護に関する重要な書類なので、契約書・重要事項説明書と一緒に大切に保管してください。

附則　　この規定は、令和８年６月１日から施行します。

私は、本書面に基づいて翠光園居宅介護支援事業所の職員

職名＿＿＿＿＿＿＿＿　　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　から

上記重要事項の説明を受けたことを確認します。

令和　　年　　月　　日

利用者　　住　所　熊本県球磨郡＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代理人
（選任した場合）　　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

本人との関係＿＿＿＿＿＿＿＿